

官報 号外 平成六年三月二十四日
國第百二十九回 衆議院會議錄 第十一号

平成六年三月二十四日(木曜日)

正井本經

○本日の会議に付した案件

平成六年分所得稅の特別減税の実施等のための
公債の発行の特例に関する法律案（内閣提
出）、酒税法の一部を改正する法律案（内閣提
出）、租税特別措置法の一部を改正する法律
案（内閣提出）及び平成六年分所得稅の特別減
税のための臨時措置法案（内閣提出）の趣旨説
明及び質疑

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。
午後零時三分開議

平成六年分所得税の特別減税の実績等のため

○議長(土井たか子君)　この際、内閣提出、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)、酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出)の説明

する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について、趣旨の説明を求めます。大臣藤井裕久さん。

○議長（土井たか子君） 着席をしてください。

○國務大臣（藤井裕久君）（続） まず、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための臨時措置法案、以上四件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

○議長（土井たか子君） 着席をしてください。

○國務大臣（藤井裕久君）（続） まず、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための臨時措置法案、以上四件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、所得税減税の実施等により平成六年度の一般会計予算において見込まれる租税収入の減少に対処するため、特例公債の発行を行なうことができるとして申します。

以下、その大要を申し上げます。

平成六年度の一般会計予算において見込まれる、平成六年分所得税の特別減税の実施による所得税の収入の減少、法人特別税の課税対象期間の終了による法人特別税の収入の減少、相続税の負担軽減による相続税の収入の減少及び普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるとしておられます。

次に、酒税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、酒類に係る税負担水準の現状、最近の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒類に対する税負担の適正化を図るとともに、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引き下げその他制度の整備合理化を行うものであります。

第一に、酒類に対する税負担の適正化を図る観

点から、酒税の税率を見直すこととしております。

すなわち、酒税の税率を各酒類の基準アルコール分で一千キロリットル当たり、ビール等については一万三千六百円、しょうゆら甲類等については三万五千九百円、それぞれ引き上げることを基本に、清酒等の酒類については、原料事情、消費動向等に配慮して、引き上げ幅につき所要の調整を行うこととし、これにより酒類間の税負担格差の縮小を図ることとしております。

第二に、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を二千キロリットルから六十キロリットルに引き下げ、ビールの小規模生産の道を開くこととするほか、所要の制度の整備合理化を行うこととしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地・住宅税制について適切な対応を図るとともに、租税特別措置の整理合理化等を行うほか、課税の適正公平の確保その他所要の税制上の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地税制について、土地の有効利用の促進等を図る観点から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例、事業用資産の買いかえの場合の課税率の特例等の拡充等を行うとともに、住宅税制についても所要の措置を講ずることとしております。

第二に、近年における地価の水準を踏まえ、相続人の居住や事業の継続に配慮するため、小規模宅地等についての相続税の課税価格の減額の特例

の拡充等を行うほか、土地の登記に係る登録免許税の課税標準を減額する特例の新設等の措置を講ずることとしております。

第三に、課税の適正公平の確保を推進する等の観点から、交際費課税の見直し及び使途勘定金に対する追加課税制度の新設を行うこととしております。

その他、企業関係の租税特別措置等について整理合理化を行うほか、社会経済情勢に即応して所要の措置を講ずることとしております。

次に、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について御説明申し上げます。

政府としては、当面の経済の低迷を打開するため、一年間限りの措置として、平成六年分の所得税につきまして、三兆八千四百三十億円の特別減税を実施することとしたところであります。以下、その大要を申し上げます。

この特別減税は、平成六年分の所得税額からその二〇%相当額を控除することにより実施することとしております。なお、二〇%相当額が二百万円を超える場合には、二百万円を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に関しましては、給与所得者については、本年一月から六月までの間に支払われた給与等に係る源泉徴収税額の一〇%相当額を、原則として同年六月に還付し、同年十二月の年末調整の際に、給与等の年税額の二〇%相当額から同年六月の還付金額を控除した残額を控除することにより実施することといたしております。

また、事業所得者等については、平成六年分の確定申告の際に実施することといたしております。

す。なお、平成六年分の所得税に係る予定納稅基準額は、特別減税を加味して計算することとしたとしております。

以上、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための公債の発行の特例に関する法律案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。久野統一郎さん。

○久野統一郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案について質疑をいたします。

この内閣提出の法律案について質疑をいたしました。馬力の強い馬も入れて九頭立ての馬車だと言う人馬の馬車、いや大蔵省というお金を持つった

もおみえになります。この馬が全部前を向いていればいいのですけれども、右を向いている馬もありますし、左を向いている馬もありますし、中に後ろ向きに引っ張っていくなんという、そんな馬もいるようございまして、なかなか御者の練習は御苦労をされているようございまして、おもしろおかしく御苦労されています。総理はおもしろおかしく御苦労されています。國はおもろくお気つきになりますして、御者の座を早く馬車を前に進めることのできる人にかわっていただきたいと思います。(拍手)

例え、今まで通常国会は、議員の召集と天皇陛下をお迎えする開会式、総理大臣の施政方針演説等、この三つの行事はたった一日で終わっています。ところが、皆さん御案内いたわけじゃないです。ところが、皆さん御案内のとおり、ことしは、一月中に召集ということになりました。これより後がない、もうぎりぎりの一月三十一日で、国会が召集され、一週間丸々休み、自然休会で、二月の八日の日に開会式が行われました。それから一ヶ月休んで三月四日に総理の演説があつたわけになります。通常一日で終わることろが一ヶ月と五日もかかったわけになります。

こんなことがいまだかつてあったのでしよう

か。もちろん途中に訪米報告 平成五年度第三次補正予算、政治改革四法案があつたわけですが、景気が悪くてあす働く職場がなくなるのではないとかと心配している人がたくさんおみえになるこんな時期に、国会がこんなにのんびりしてよいのでしょうか。

細川総理、あなたは、いまだに平成六年度の予算案の審議に入り得ないでいる今日の異常な国会の状況について、どうお考えになつておられるの

でしよう。

ために、自由民主党は再三にわたって平成六年度予算の昨年内閣成を強く求めました。しか

し、細川内閣は、既にほころび始めている連立与党間の維持結束だけを守るために、いたずらに予算の編成をおくらせ、年度末まで一ヵ月しかないと

いう時期になつて、ようやく予算案と関連法案を国会に提出したのであります。

この間、細川内閣は一体何をしていたのか。ま

ず、赤字国債による減税はやらないと再三答弁し

てこられました。しかし、国民が寝静まつた深夜と、一夜にしてそれを撤回するという無責任な対応の後に出されたのが、赤字国債による一年限りの所得減税でありました。後から増税が予想され

る一年限りの減税であります。期待できるのか、いまだに政府は、今回の所得減

税の景気への効果について具体的な数値を明らかにしておりません。きっとそれは出せないので

しょう。将来に明るい見通しのない今、国民の財

布はそう緩むとは思われません。

細川総理は、何よりも、予算案及び関連法案の

国会提出をいたずらにおくらせた、景気の回復に

水を差したことについて大いに反省し、国民にお

わびをすべきものであります。

次に、赤字国債による減税はやらないと国会で

言明しておきながら赤字国債による減税案を提出

した、国会答弁を変更したことについて、この本

会議の場でその責任のとり方を明確にしていただきたいと存じます。(拍手)

官報(号外)

そもそも一ヶ月足らずの審議期間しかないことと承知で、国民生活に大きな影響のある日切れ法案を含め予算案等を提出した最大の責任は、細川総理、あなたにあります。このことについて、總理みずから何らのおわびも説明もなく、事態の打開を与野党の国対委員長に任せておられます。

しかも、与野党国対委員長会談は、我が党が言い出したことではなく、与党側から持ちかけてこられたものであります。細川総理は、從来の国会対策委員会による与野党の交渉を弊害であると批判して、国対政治を排除すると言われました。今日、予算委員会の審議再開を与野党国対委員長会談にお任せになることについて、総理の国対政治批判の発言とどう関係づけられるのか、どう考えてみえるのか。国会運営について、格好よく國対政治を批判したもの、やはり政局間の話し合いは必要だと反省したことでしょうか。国会運営は必要だと反省したことでしょうか。(拍手)

さらだ、今まで予算案の審議に入れないと最大の理由は、細川総理本人の東京佐川急便からの一億円疑惑であります。

一億円は總理にとっては大金でないかもしれません、世間の常識から見れば大変な金額であります。總理は一億円を借りて九年間で返したと言っていますが、いつ借りていつ返したのか。このような大金の貸し借りが正式な書類もなく行われるはずがないという素朴な世間の常識に照らして、我が党が再三細川総理をお尋ねしているのでありますが、總理の答弁はその都度猫の目のようぐるぐる変わり、疑惑は深まるばかりであります。(拍手)

山口鶴男予算委員長による国会法百四条に基づく資料提出要求についても、細川総理は全く協力しない姿勢を見せておりません。それならばと要請した總理の元秘書の深山氏に対する証人喚問に回答しても、深山氏本人ではなく細川総理が喚問に拒否していると伝えられております。全くおかしなことではございませんか。細川総理自身疑惑がないというのであれば、正式な国会の要求に基づく契約書、領収書等の資料を一日も早く国会に提出し、疑惑解明に積極的に協力すべきだということとが国民の率直な気持ちだらうと思います。(拍手)

予算委員会で審議が進まない原因は、細川總理、あなたにあるのです。細川内閣ができた昨年八月から今日まで、政治改革、政治改革で、景気対策、予算編成を先送りされてきました。今になってなぜ政治改革を先送りされるのでしょうか。東京佐川急便の一億円疑惑を明らかにすることがまさに政治改革なのです。(拍手)總理は積極的に協力する気があるのか、それとも、言われているような疑惑があつて故意にお隠しなつていいのでしょうか。明確にお答えをいただきたいと存じます。

さて、自由民主党は昨年夏以降、景気回復の大決め手である個人消費拡大策のため、大幅な所得税、住民税の減税を行うべきであると主張してまいりました。我々の主張は、今度政府が提案された一年限りの減税ではなく、恒久的な所得税、住民税減税であります。

細川総理は、国民福祉税構想を発表したときの記者会見で、政府・与党から対応を一任されいたことを踏まえ、總理の案として提案したとおっしゃいました。私は、それだけの責任を持って発表されたのだとそんたくいたします。現在、建立与党の協議会で検討中と言なながらも、実は總理は七%の国民福祉税の実現に強い意欲を持ちな

言をしてこられました。政府税調へもその方向で詰問を行ったはずではありませんか。ところが、いすれにしても、国民党に将来の税制の姿を示さない一年限りの今回の措置については、簡単に納得するわけにはまいりません。自由民主党は、今ランスがあるのでしょうか。しかも、減税は一律で二〇%税額を軽減するという非常に粗っぽいものであります。政府税調も今回の決定にはさすがにあきれて、まことに遺憾であると異例の答申を出しています。

總理はあれほど、政府税調の答申を尊重すると言われてきました。その政府税調さえも無視し、我が黨の主張にも一顧だにされなかつた今回の減税ですが、平成七年度以降の減税について細川總理は一体どうするつもりか、お聞きいたします。總理は、連立と党内の協議会で検討中であり、年内に財源を含めた税制改革法案を提出し、成立を図ると言われておりますが、その協議会には政府の代表はだれも入っておりません。政府の責任ある者の入らない、いわば私的な協議会であります。その私的な協議会の結論に任せると言われても、私どもは承知するわけにはいきません。總理の発言も、立法府に対する責任ある発言と思えないのです。

細川総理は、国民福祉税構想を発表したときの記者会見で、政府・与党から対応を一任されいたことを踏まえ、總理の案として提案したとおっしゃいました。私は、それだけの責任を持って発表されたのだとそんたくいたします。現在、建立された年限りの減税ではなく、恒久的な所得税、住民税減税であります。

細川総理は所得減税について、所得、消費、資産のバランスのとれた税制を目指した抜本的税制改革の中で所得税減税を位置づける、こう再三発言してお答えをいただきたいと存じます。

酒類は長年にわたる財政物資として他の物品に比べて高い税がかけられました。昭和五十年代にも財源対策としてたびたび増税を行い、特に昭和五十九年は、負担の限界を超えた増税であれば、まさに何をか言わんやであります。

酒類は長年にわたる財政物資として他の物品に比べて高い税がかけられました。昭和五十年代にも財源対策としてたびたび増税を行い、特に昭和五十九年は、負担の限界を超えた増税であれば、まさに何をか言わんやであります。

さらに、酒類の需要は全体として飽和状態にある上、長引く不況による個人所得の伸び悩みと消費需要の低迷等により酒類の需要は著しく減退している現状にあります。今、酒税について安易な増税を行うことは、国民に新たな負担を強いるだ

けではなく、需要の一層の減退を招くことになります。

また、長引く不況に苦しむ庶民が酒でも飲んで豪さを晴らそうとする、それさえも増税で拒もうとするのでしょうか。庶民は増税によって飲むことを控え、かつてのように、かえって酒税の減収となることも十分考慮すべきであると思ひます

が、総理のお考へをお伺いいたします。

今度の予算案を見るまでもなく、細川内閣は公共料金値上げ内閣と言つても言い過ぎではありません。一月の郵便料金に始まり、国内電話料金、医療費や国立大学の入学料、さらに厚生年金の保険料等々、よくもまあこれほどと思うくらいであります。我が党内閣であれば、幾ら役所から言われても、こんなにも多くの公共料金値上げをとて

も認めなかつたであります。さらに、冷害による米不足を補うための輸入外國産米の政府の対応の不手際から国民の不信を招き、スーパーお米屋さんの前に今でも朝早くから行列ができるています。そして、昨年の何倍もの値段でお米が売買されていると言われています。総理はこの実態を知っていますか。各種の公共料金の値上げに加え、高いお米を食べさせられる国民はたまつたものではありません。

先日、テレビを見ておりましたら、減税で十円収入があふれ、公共料金等の値上げで支出が減額を上回るという家庭のことが出ておりました。何のために減税をするのかわかりません。幾ら所得税減税を行つても、これらの公共料金の値上げがメジロ押しでは、国民の消費は拡大するどころか、むしろ財布のひもを締めて将来に備えるというのが一般的な国民の気持ちではないでしょうか。

会社では業績不振やリストラで奮闘し、一方、残業の打ち切りなどによる給料の目減りで疲れ果てて家庭に帰るお父さんが、晩酌のビールも満足に飲ませてもらえないのが今回の酒税の増税に対する自由民主党は、このような大衆増税となります。総理の答弁を求めます。明らかにしておきます。総理の答弁を求めるが、依然として脱却できない大きな理由は、土地取引が凍結状態にあることと企業の設備投資が極端に低迷していることは全く異論のないところであります。そこで、土地取引の活性化と企業の設備投資の拡大誘導について、税制面からの積極的な対応がなされなければなりませんが、今回政府の提案された税制改正案においては、その措置は極めて不十分であります。

まず、土地税制についてありますが、現行の土地の譲渡益に対する課税は、平成三年度に地価高騰に対処するためにとられた極めて高い税率がそのまま残されています。土地取引の実態について見ると、平成三年の土地の譲渡所得は十八兆円であったものが、翌四年には七〇%も急減して五兆四千億円となっております。これは土地の譲渡所得に対する重課によるものであります。

また、固定資産税の評価額引き上げに伴い、この評価額を課税標準とする登録免許税、不動産取得税の税額が急激に上昇することに対し、今回の改正案ではそれぞれ負担の調整措置をとることとしていますが、不十分であり、土地取引の活性化が重要な課題となっている今、思い切った対策が必要であります。

地価税についても、平成六年度における固定資産評価の均衡化、適正化を契機として、今後、固定資産税の負担の適正化が図られる見通しとなりました今日、地価税そのものの必要性を含めて抜本的見直しが行われるべきであります。現在の地価税負担が土地を有する企業にとって過重な負担となつていています。そのためには、时限措置として地価税の課税を停止することにより、企業の正常な経営能力を回復させるとともに、土地の流動化を促進すべきであります。

土地等の譲渡益に対する課税並びに地価税に対する我が党の提案について細川総理はどうお考えか、お尋ねをいたします。

次に、企業の設備投資の活性化をいかに図るかであります。

そのためには、悪化している企業の経営状況を改善するために、所有している土地等を譲渡し、企業全体としての収支バランスを図ることが不可欠の要件であります。したがつて、法人の土地譲渡益に対する追加課税については、一律に分離して追加課税を行う現行税制を改め、土地の譲渡益をもつて他の事業に係る赤字分を補てんする場合は、その限りにおいて追加課税の対象から除外すべきであります。これにより、土地の譲渡益を活用した企業のリストラの効果的な進展が期待できると言えますが、細川総理のお考へをお尋ねいたします。

今のこところ細川内閣の支持率が、低下傾向にあるとはいえたまだ高水準にあり、一般的に言つて國民から好感を持たれていると言つてよいでしょ

う。お人柄も大変いい方だとお見受けしております。ですが、政治家、総理大臣として十二分に職責を果たしていると言えるでしょうか。本当に国民のことをお考へいただきたい。国民生活や経済に不安が高まる中で、国会の正常化や予算の成立に一日もむだにできないにとかわらず、内閣改造の話で政府の機能を失わせたり、新・新党をつくるつくらないで与党の腰が据わらないといつた事態は、果たして総理が国民のこと、国のこと真剣にお考へか疑わざるを得ないのであります。

一日も早く深く反省され、国家国民のため、任ある政治姿勢を取り戻されるよう要請して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣細川護熙君登壇〕

○内閣総理大臣(細川護熙君) 初めに、予算並びに関連法案の国会提出の時期についてのお尋ねでございましたが、平成六年度予算につきましては、厳しい経済情勢に対応するための第三次補正予算の編成や、政治改革法案の審議といった諸般の情勢を総合的に勘案をいたしまして、越年編成とすることにしたところでございます。政府としては、総合経済対策あるいは第三次補正予算、平成六年度予算に盛り込まれましたるものとの施策を速やかにかつ着実に実施をすることによりまして、我が国経済をできるだけ早く本格的な回復軌道に乗せてまいりたいと考えているところでござります。

赤字国債による減税についてのお尋ねでございますが、今回減税見合として発行される公債につきましては、財政法第四条の特例であるといふ意味で特例公債でございますが、この公債の償

官 報 (号 外)

還財源の問題を含め、年内に税制改革の実現が図られることが、中長期的に特例公債依存体質をもたらすような箇どめのない赤字国債とは異なるものとなり得ると認識をいたしております。年内に実現が図られる税制改革におきまして、特例公債依存体質をもたらさないよう歳入構造を念頭に置きながら、適切な結論を得てまいりたいと考えておる次第でござります。(拍手)

國対政治についてのお尋ねがございましたが、連立与党としてはこれまで、あたかも密室の取引のように受け取られがちないわゆる國対政治はいかがなものであらうかという観点から、委員会、理事会等の現場を重視した国会運営を志向しておるところでございます。しかし、政党政治を前提とする議会制度のもとでは、その円滑な運営のためにには政党間の協議は必要なことであり、その観点から政党間協議をお願いをした次第でござります。今後とも、必要に応じて政党間協議を行なうことによって、審議の円滑化に努めていただきたいと願っております。

私自身の一億円借入の問題についてのお尋ねでございますが、私としては、既に国会の場に資料提出をし、本会議や委員会での御質問にも誠心誠意お答えをしてきたつもりでございます。国会法第百四条に基づく資料提出要求につきましては、関係省庁において決定された判断を尊重してまいりたいと考えております。また、元秘書に對する証人喚問につきましては、国会のお決めになることではございますが、私が事務所を通じまして元秘書から事情を聴取して、私自身がすべてお答えをしておりますので、それをもって御了解をいただきたいと存じます。

今回の減税の性格と七年度以降への対応についてのお尋ねでござりますが、今回の特別減税は、年内に税制改革の実現を図るという方針のもとで、当面の経済の低迷を開拓するために緊急避難的な措置として、いわば税制改革への橋渡しとして実施をするものでござります。所得税制のあるべき姿は、先般の税調の中期答申を踏まえまして、税制の総合的見直しの一環として税体系全体の中を考えるべきでありますし、政府としては、こうしたバランスのとれた税体系を構築していくために、与党の協議を踏まえまして、年内に税制改革の実現を図るように努力をしてまいりたいと思っております。

なお、今回の所得税減税のための臨時措置法案の中、次年度以降の減税についても対応を明らかにすべきではないかというお話をございましたが、政府としては、提案しております法案につきまして十分御審議をお願いしたいと考えているところでございます。

さぢいますが、高齢化社会におきましても、活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築をしていくためには、国民一人一人がそれ相応の費用を含む税制改革草案は、そのような認識に立つて、昨年来の税調の御審議、政府・与党間における協議の積み重ねなどを踏まえて提案をさせていただいたものでございます。税制改革につきましては、現在、与党合意に基づいて協議が進められているところでございますし、政府としては、年

内にその実現が図られるよう努力をしてまいりたいと思っております。

部内において堅
思つております

酒税の増税は大衆増税ではないか、こういうふうとでござりますが、今回の改正は、税調の答申を踏まえて、ビールや清酒等の価格の上昇に伴って低下した税負担の回復を図りますとともに、酒類間の税負担の公平化の観点から税率の調整を行なうことによりまして、適正な税負担水準の確保を図らうとするものでござります。最近の厳しい財政事情のもとで、消費者への税負担にも配慮して、必要最小限の範囲にとどめたものでございまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

さらにまた、円高差益の還元あるいは競争政策の推進、価格動向の調査や監視などを実施をしていくこととしておりまして、今後とも物価が引き続き安定的に推移するよう努めをしてまいります。政局としては、このたびの総合経済対策を着実に実施することなどによりまして、我が国の経済をできるだけ早く本格的な回復軌道に乗せてまいりたいと思っております。

土地譲渡益課税の税率引き下げについてのお尋ねでございますが、現行の土地税制は、平成三年度の税制改正におきまして、長期的、安定的な制度として設けられたものであって、今後ともその着実な実施に努めていくことが重要だと考えております。六年度の改正におきましては、六年度の答申でも述べられておりますように、現行の土地税制の基本的枠組みの範囲内において適切な措置を講じたところでございまして、土地に係る長期譲渡益課税の税率を一般的に引き下げるとは適当ではないと考えております。

登録免許税と不動産取得税の負担軽減措置についてのお尋ねでございますが、これらの税につきましては、土地取引の現状に十分配慮しながら、今回の固定資産税の評価がえに伴う負担増を軽減するため、土地の登記や取得に係る過去の評価がえにおける上昇率を勘案した上で、課税標準を圧縮する措置を講じたものでございまして、さらなる負担軽減措置は適当ではないと考えている次第でございます。

地価税についてのお尋ねがございましたが、地税は、長期的な視野に立って地価高騰の再発を

防止し得るような政策体系を確立する必要があるという問題意識のもとに創設をされたものでございましたし、景気対策という短期的な見地から見直しを行うことは適切ではないと考えます。

法人の土地譲渡益の追加課税についてもお尋ねがございましたが、追加課税は、土地投機の抑制、土地の資産としての有利性の縮減をその目的として、土地の譲渡益だけに着目して課税をする制度であることは御承知のとおりでございます。これに本來の事業の所得状況を加味することは、この追加課税制度そのものを否定することになるわけでありまして、適当ではないと考えております。

なお、企業の長期保有資産を利用した設備投資の促進を図る観点から、今回の改正案では、事業用資産の買いかえ特例制度の拡充措置を盛り込んでいるところでございます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 矢島恒夫さん。

[矢島恒夫君登壇]

○矢島恒夫君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法改正法案、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案等四法案に対し、總理並びに大蔵大臣に質問いたします。

税制関連法案について質問する前に、まず指摘しなければならないのは、長引く深刻な不況の打開や米不足問題の解決、ゼネコン疑惑の解明など、国民が政治に求めている課題は山積しているということであります。しかるに総理は、これに對して有効適切な施策をとらないばかりか、みずから佐川急便疑惑について、国会が全会一致で認めた資料要求を証人喚問についてかたくなに拒否し続け、国会審議を進めることができないよ

うにしているのです。(拍手)

しかも、このことによって、税制関連法案を減税であるからとはいえたれ扱いと称して、予算審議に先立って短時間の審議で成立させようとしています。

さて、今日の深刻な不況を開拓するために今必要なことは、国民の購買力の回復であり、国民の消費生活の向上であります。その点で、日本共産党は、所得税、住民税五兆四千七百億円の減税は当然であり、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案には賛成するものであります。

しかし、日本共産党は、この財源を国民の負担にはね返る公債の発行に求めなくて、所得税減税の財源は十分にあることを主張するものであります。

その一つは、今ゼネコン疑惑が大きな問題になっていますが、年間の公共投資は四十兆円になります。昨年の建設省が行った公共事業積算手法評議委員会の報告によれば、我が国の公共事業の単価は、アメリカなどに比べ三割も割高であると指摘されています。これこそ、わいと談合、天の声を仕組みとする国民の税金の膨大な浪費であります。これを一割節約するだけでも、四兆円の財源ができるのであります。

また、導入以来十五年間で四十倍にも膨れ上がり、条約上も全く義務のない駐留米軍に対する想いやり予算も、根本的にただ必要がありま

すので、我が國の大企業は、政府の大企業優遇策のもとで猛烈に内部留保をふやしてきました。資本金十億円以上の大企業の内部留保は、大蔵省の法人企業統計によつても百二十兆円を超えています。この大きな原因の一つが、準備金、引当金合わせて二十八種類に上の異常な優遇措置にあります。これは明らかであります。イギリスやアメリカでも、これら例外措置はわずか二種類であります。この年間六兆円を超える利益を非課税とする大企業優遇税制などを数年かけて適正化するだけでも、年間一兆円単位の税収を得られます。

これらは一例すぎませんが、これらの浪費や不公平税制を是正することによって財源を生み出

す。この方向に踏み出すのかどうか、明確な答弁を求めます。(拍手)

大企業に対する不公平税制の是正については、我が党は自民党政権時代から強く主張してまいりましたが、細川内閣も自民党政権同様、この大企業優遇税制を温存、拡大しようとしていることは重大であります。

湾岸戦争時の財源措置として導入した法人特別税を、一方で税収不足を理由に中小企業に対する不況対策や勤労国民に対する社会福祉、教育予算などをカットしながら、これを廃止し、大企業の要望したことのようとしているほか、国際協調税制と称する製品輸入促進税制の拡充、海外投資等損

ほど経済上の配慮を行つてゐるのを一体どう説明するのですか。日本の自主性の回復のためにも、こうした浪費や特權に入れるべきではありませんか。(拍手)

さらに、我が國の大企業は、政府の大企業優遇策のもとで猛烈に内部留保をふやしてきました。資本金十億円以上の大企業の内部留保は、大蔵省の法人企業統計によつても百二十兆円を超えています。この大きな原因の一つが、準備金、引当金合わせて二十八種類に上の異常な優遇措置にあります。これは明らかであります。イギリスやアメリカでも、これら例外措置はわずか二種類であります。この年間六兆円を超える利益を非課税とする大企業優遇税制などを数年かけて適正化するだけでも、年間一兆円単位の税収を得られます。

これらは一例すぎませんが、これらの浪費や不公平税制を是正することによって財源を生み出

す。この方向に踏み出すのかどうか、明確な答弁を求めます。(拍手)

特に許せないのは、総理がこれを、あたかもこれまで高齢化社会に備える、お年寄りのためだと見せかけていることであります。我が党の不破委員長が指摘したように、政府は繰り返し、現在は五人で一人のお年寄りを支えているが三十年先には二人で一人を支えることとなるなどと国民をおどしていません。しかし、この政府の主張は経済学的に全く断念されたのか、明らかにしていただきたいと思います。

政府は、二十歳から六十四歳を生涯年齢人口とし、それで六十五歳以上の人口を單純に割つただけの話であります。実際は、女性や六十五歳を超える高齢者の就業率が高まっており、働く人々はふえ続けています。全人口を就業者数で割つた数

字、これは政府の資料でも、現在が一・八九、二〇二〇年が一・八七と、ほとんど変わりません。今も将来も、働く人一人で約一人を支える傾向は余り変わらないです。適切な経済の成長率があれば、十分に高齢化社会に備えることは可能なことです。

政府は、「高齢化社会に備える」と一九八八年の税制改革のときに盛んに言われたことをまたまた持ち出していますが、その後の一連の社会保障制度の改悪を見ても、また今国会に提案しようとしている、支給年齢を六十五歳に繰り下げ、保険料を引き上げるという年金改悪を見ても、消費税法の成立によってその分歳入がふえても、政府は社会保障を充実させることは逆の施策を進めており、政府みずからこの論の破綻を証明しており、増税計画のための欺瞞的な理由と言わざるを得ません。

総理、国民福祉税などと名前を変えて、高齢化社会のために消費税の税率アップ、大増税しかないうように述べるあなたのこの姿勢は、根本的に誤っているではありませんか。私は、あなたの消費税率アップ構想の完全放棄を強く主張するものであります。答弁を求めます。(拍手)さきに述べましたように、我が党は所得税減税の臨時措置に反対するものではありませんが、高額所得者は減税額が大きくなり、中低所得者にとっては恩恵が少ないものであることを指摘しないわけにはいきません。大蔵省の資料に基づいて減税額を試算すると、収入の最も少ない層で一ヶ月千三百七十一円、この層の消費税三%負担額の三分の一にしかなりません。

また、総理は、減税は深刻な不況からの脱出のためと言いましたが、それならば、一年限りの減税ではなく、基礎控除、配偶者控除などの人的控除の大幅引き上げによる恒常的な減税措置を行います。答弁を求めます。

酒税法改正案について一言質問いたします。

今回の酒税引き上げの特徴は、しょうちゅう乙類の酒税引き上げ幅が飛び抜けて大きいことあります。これは、庶民のささやかな楽しみを奪うものであり、しょうちゅう乙類を製造している主として地方の中小企業、地場産業に打撃を与えるものであります。四四・二%に及ぶ異常な引き上げは、地場産業を犠牲にして外国の利益を図るものではありませんか。しょうちゅう乙類の有力な産地である熊本出身の総理に、地場産業育成の考え方があるのかどうか、答弁を求めます。

最後に、日本共産党は、赤字国債の発行をしな

くとも、また消費税の税率をアップしなくとも財源はあることを明確にしていることを強調したいと思います。

その立場から、一年限りでなく恒常的措置としての減税、庶民に広く手厚く行き渡る減税、消費税増税や将来の増税につながる赤字国債発行を行わない財源措置という三原則に立った所得税減税の実現に全力を尽すことを表明して、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(細川護熙君) 私自身の一億円借り入問題と国会の御審議についてのお尋ねでござりますが、先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、既に国会の場に資料も提出をし、本会議や委員会での御質問にも誠心誠意お答えをしてきて

るわけでございまして、内外の課題が山積する中で、一日も早く予算などの国会審議が促進されることを願っております。

不公平税制の是正についてのお尋ねでございま

すが、税負担の公平確保の問題につきましては、現租税特別措置の整理合理化など従来からできるだけの努力を続けてきているところであります。

今後とも税制のあり方の問題として絶えず吟味すべき事柄であると考えております。こうした努力

は、減税するかどうかとは全く別個に続けられるべきものであって、減税財源の確保を念頭に置いて行うべき性格のものではないと考えているところでございます。

いずれにしても、政府としては、活力ある高齢化社会に向けてバランスのとれた税体系をつくることが必要であるという認識に立って、年内に税制改革を実現するよう努めています。

米軍に対する思いやり予算のお尋ねでございま

すが、我が国は從来から、日米安保体制の効果的な運用を確保していくことは極めて重要であると

いう観点から、接受國支援につきまして自主的にできる限りの努力を払ってきていたところでございまして、今後ともそのような考え方立って努力を継続をしてまいりたいと思っております。

国民福祉税構想についてのお尋ねでございます

が、何遍も申し上げておりますように、高齢化社

会におきましても豊かな生活を享受できる社会を

構築をするためには、国民一人一人がそれ相応の費用、責任を分かち合うことが必要でありますし、バランスのとれた税体系を構築することが必要であると考えております。新税の創設を含む税制

改革草案は、そのような認識に立って、昨年来の税制の御審議、政府・与党間における協議の積み重ねなどを踏まえて提案をさせていただいたものでございます。

いずれにせよ、税制改革につきましては、現在、与党合意に基づいて協議が進められているところでございますし、政府としても、年内にその実現が図られるよう努力をしてまいりたいと思つております。

高齢化社会についてのお尋ねでござりますが、御承知のように、我が国は近い将来、少子化、高齢化的進行による年金・医療給付の大幅な増加に加えまして、高齢者の介護や育児に係る社会保障給付が大幅に増加するものと見込まれております。こうした社会保障給付の増加に対応して負担も増加していくことになると見込まれます

が、こうした中で、現在、厚生省におきまして懇談会を設置して、あるべき社会保障の全体像、主要施策の基本的な方向、また給付と財源負担のあり方につきまして検討しているところでございま

す。

なお、今回の年金制度改革改正案は、本年の財政再計算に伴って、年金制度を人生八十年時代にふさわしいものに見直すとともに、制度を長期的に安定させるために、給付と負担の均衡を図つて、将来の現役世代に過重な負担が生じないようになります。

ながれに、これまでに見直すとともに、制度を長期的に安定させるために、給付と負担の均衡を図つて、将来の現役世代に過重な負担が生じないようにする

が、何遍も申し上げておりますように、高齢化社会におきましても豊かな生活を享受できる社会を

構築するためには、国民一人一人がそれ相応の費用、責任を分かち合うことが必要でありますし、

バランスのとれた税体系を構築することが必要であると考えております。新税の創設を含む税制

が図られるように努力をしていくことだと思います。

しょうらう乙類の酒税引き上げと地場産業の育成についてのお尋ねでございますが、ちょうど乙類の税負担は他の酒類に比べてかなり低位にあるわけでございますが、このたびの改正におきましても、原料事情などに配慮をして、その引き上げ幅を極力圧縮をしたところでございます。また、税率引き上げによる影響を緩和するという観点から、中小零細業者に対する酒税の軽減措置の適用期限を三年間延長するほか、財政面におきましても支援措置を講ずることとしております。また、税率引き上げによる影響を緩和するとして、中小零細業者対策としても適切な措置を講じたものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁いたします。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

〔國務大臣藤井裕久君登壇〕

○国務大臣(藤井裕久君) まず、政策減税についての御意見でございますが、まず製品輸入促進税の拡充は、大幅な経常収支黒字を縮小する施策の一環として、特に製品輸入の拡大を図る観点から、これは取り入れたものでございますし、海外投資等損失準備金制度の見直しは適切な海外経済協力投資等を促進するという観点から、また特定電気通信設備の特別償却の見直しは新世代通信網の普及促進という観点から、土地税制の見直しは土地の有効利用、企業の設備投資促進を図る観点からそれぞれ講じたわけであります。これらの措置は、我が国の現下の政策的要請に適切に対応するため講じているものと考えております。

また次に、今回の減税は不公平減税ではないか

といふ御意見でありましたが、政府としては、所

得税減税を含む基本的税制改革について、与党の協議も踏まえつつ、年内にその実現を図るという方針のもとで、当面の経済の低迷を開けるた

め、緊急避難的な措置として、平成六年分所得税の二〇%相当額を軽減するものであります。個々の納税者の所得税額に応じた負担軽減を図るものであると考えております。

〔國務大臣佐藤禪樹君登壇〕

○國務大臣(佐藤禪樹君) 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成六年度の地方税制改正に当たりましては、当面の経済情勢に対応するため、個人住民税の特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図ることとしたしております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、当面の経済情勢に対応するための措置といたしまして、個人住民税による特別減税を平成六年度限りの措置として実施することとしたとしております。

次に、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、個人住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び特定扶養親族による控除額の引き上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価がえに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講ずることとしたとしております。

また、個人住民税の特別減税等による減収額を埋めるための措置といたしまして、地方債の特例措置を講ずることとしたとしております。

以上が、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

対して質疑の通告があります。これを許します。

〔塙谷立君登壇〕

○塙谷立君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について、総理大臣及び自治大臣に質問いたします。

我が国の民主政治は健全な地方自治の基盤に立ってこそ成り立つものであり、その理念は、行政はできる限り住民の身近なところで行われるべきであるとの考え方であります。

私は、自由民主党・自由国民会議としての立場からこれをやめて、いわゆる御指摘のようないくつかの本格的税制改正をこの段階で行うのは適当ないと考えております。

まず、当面の経済情勢に対応するための措置といたしまして、個人住民税による特別減税を平成六年度限りの措置として実施することとしたとしております。

次に、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、個人住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び特定扶養親族による控除額の引き上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価がえに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講ずることとしたとしております。

また、個人住民税の特別減税等による減収額を埋めるための措置といたしまして、地方債の特例措置を講ずることとしたとしております。

以上が、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

〔副議長(鷲岡兵輔君) この際、内閣提出、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案につい

て、趣旨の説明を求めます。自治大臣佐藤禪樹君。

〔副議長(鷲岡兵輔君) これにて質疑は終了いたしました。

〔副議長(鷲岡兵輔君) これにて質疑は終了いたしました。

〔副議長(鷲岡兵輔君) ただいまの趣旨の説明に

総理は、昨年の総選挙の際、地方分権の推進を一つのスローガンとして掲げてこられました。その中で総理は、地方制度全般の中で国と地方のあり方を検討すべきなどと総論的な議論を展開しておられました。

私は、地方分権については、具体的なものとし

て、例えば税財源の移譲、権限の移譲、また実効のある許認可の簡素化といったものを、できるものから手がけていくことが肝要であると考えています。すなわち、国民の行政需要に的確に対応し、地域の実情に即した行政を行うには、やはり地方財政をより充実していくことが重要なのであります。

しかしながら、今回提出される平成六年度予算の文教関連予算にあって、私学に対する助成費補助の中で、私立高等学校等経常費助成について二五%という、制度ができて以来初めて大幅な予算の減額がなされております。

教育は国の基本といいます。教育の機会均等、公立と私立との格差の是正等の観点から、私立高等學校等が我が國の初等中等教育に果たしている役割の重要性を無視するとともに、ただ単に財政負担を地方に転嫁させるだけの措置であり、このことは、口では地方分権を唱えながら実態は背を向けていることになるのではないでしょうか。総理の御所見をお伺いしたいと存じます。

細川総理は、昨年八月二十三日の特別国会所信表明演説において、「経済社会情勢の変化に税制が即応したものになっているかどうかを点検し、公正で活力ある高齢化社会を実現するために、年金など国民負担全体を視野に入れ、所得、資産、消費のバランスのとれた税体系の構築について、国民の皆様方の御意見にも十分耳を傾けながら総合的な検討を行う」云々と述べておられます。しかるに総理は、既に御承知のとおり、二月三日の未明、突如として、国民はもとより細川内閣

の關係のだれ一人として知らない中で、国民福祉

税という消費税をカムフラージュした单なる税率の引き上げを断行しようとしたのであります。このことは、国民に対して何の相談もなく、国民の意思を裏切らうとした行為であり、当然ながら多くの国民の反発、批判を受けたのであります。政治改革法案成立を実現させた総理が目指したもの

は、国民に開かれた、より民主的で多くの意見に耳を傾けることではなかったのか、それとも、高い支持率のもと、政治改革関連法案が通れば後は何をしてもよいと考えたのか、甚だ残念でなりません。

その後、連立与党内の調整の結果決定された減税案は、これまで場当たり的な一年だけの減税案であり、住民税の減税は地方公共団体にとってまさに問題の多い案であると言わざるを得ません。

ん。

すなわち、連立政権が取りまとめた地方税法及び地方財政法の改正については、まず地方税法について言えば、今回の一年限りの特例として措置された五兆四千七百億円の所得税、住民税の減税は、このうち地方税に係るものとして一兆六千億円、さらに国税減税分のはね返り分を含めます地方財政への影響額は二兆九千億円になり、国税、地方税を合わせた減税の半分以上となっておりま

す。このことは、その財源対策として、交付税特設会計の借り入れ及び地方債の発行によって補ては、このうち基本的な税体系を構築すると言われますが、こうした基本的な方針と地方自治行政との関連はどう考えるのか、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、土地税制についてお伺いいたします。ただいま国税についても質疑がありましたとおり、我が党は、平成六年度税制改正において、経済対策の一環として、今日の不況を打開するための土地の流動化の促進について、住民税の土地の長期譲渡所得課税について、一般的な土地の長期譲渡についても、現行九%であるものを平成六年度及び平成七年度の二年間に限り六%とすることを強く要求してまいりました。しかるに政府は、これに對して何らの応答もなく、今まで参った

ものではありません。また、不動産取得税につきましては、固定資産測定され、さらなる地方財政の硬直化の要因となつ

ております。

また、地方税の減収については、本来であれば自主財源である地方税を充実して、減税の財源として補てんすべきと考えるのであります。地方税における直間比率の見直しを踏まえて、今後の地方税の基本税制のあり方について総理の御意見をお伺いいたします。

また、先般、先進七カ国蔭相会議におきまして、藤井大蔵大臣は、この減税は一年限りのものでなく、平成七年度以降も継続するとの発言をされたとの報道がなされていますが、今回のよう

に単に借入金のみでの財源措置によるところをさら

に続けることは、国・地方とともに財政上の混乱が生じることは目に見えています。総理は、さきに述べましたとおり、所得、資産、消費のバランスのとれた基本的な税体系を構築すると言われますが、こうした基本的な方針と地方自治行政との関連はどう考えるのか、総理の御所見をお伺いいたします。

お伺いいたします。

次に、土地税制についてお伺いいたします。ただいま国税についても質疑がありましたとおり、我が党は、平成六年度税制改正において、経済対策の一環として、今日の不況を打開するための土地の流動化の促進について、住民税の土地の長期譲渡所得課税について、一般的な土地の長期譲渡についても、現行九%であるものを平成六年度及び平成七年度の二年間に限り六%とすることを強く要求してまいりました。しかるに政府は、これに對して何らの応答もなく、今まで参ったものではありません。また、不動産取得税につきましては、固定資産税の評価が既に伴う税の負担軽減措置につきまし

ても、現行の水準に据え置くよう措置することと、納稅者の負担増とならないよう、あわせて要望してまいりました。政府は、平成六年中に取得したものについては三分の一、平成七年及び平成八年に取得したものについては三分の二という措置を講じようとしております。我が党の提案と比べて、甚だ不十分な措置と言わざるを得ません。

また、地方税の減収については、本来であれば自主財源である地方税を充実して、減税の財源として補てんすべきと考えるのであります。地方税における直間比率の見直しを踏まえて、今後の地方税の基本税制のあり方について総理の御意見をお伺いいたします。

また、先般、先進七カ国蔭相会議におきまして、藤井大蔵大臣は、この減税は一年限りのものでなく、平成七年度以降も継続するとの発言をされたとの報道がなされていますが、今回のよう

に単に借入金のみでの財源措置によるところをさら

に続けることは、国・地方とともに財政上の混乱が生じることは目に見えています。総理は、さきに述べましたとおり、所得、資産、消費のバランスのとれた基本的な税体系を構築すると言われますが、こうした基本的な方針と地方自治行政との関連はどう考えるのか、総理の御所見をお伺いいたします。

お伺いいたします。

次に、土地税制についてお伺いいたします。ただいま国税についても質疑がありましたとおり、我が党は、平成六年度税制改正において、経済対策の一環として、今日の不況を打開するための土地の流動化の促進について、住民税の土地の長期譲渡所得課税について、一般的な土地の長期譲渡についても、現行九%であるものを平成六年度及び平成七年度の二年間に限り六%とすることを強く要求してまいりました。しかるに政府は、これに對して何らの応答もなく、今まで参ったものではありません。また、不動産取得税につきましては、固定資産税の評価が既に伴う税の負担軽減措置につきまし

査によれば、支持率は前回に統一して下がっている結果が出ており、最近の状況を裏づけしている

最後の結果が出るまで責任を持たなければなりません。

政治には理想と情熱と行動力が不可欠であり、

しかし、政治改革法案の成立は、単に理想を実現さ

せるためのスタート台に立ったところであります。

本當の改革はこれからであります。

しかし、最近の総理には政治改革法案成

立までに見せた情熱や行動力は全く影を潜め、國

民生活の安定のために一日も早く成立させなけれ

ばならない予算案の審議に対して全く真剣さが欠

けていることは、何を物語っているのでしょうか。

連立政権の限界を感じておられるのか、御自分の

指導力の限界を感じておられるのか、あるいは政

界再編へ向けて暗躍する旧態依然たる政治の体质

に嫌気が差しておられるのか。理想は見えず、情

熱も感ぜず、行動も起こらない状況から察すると

ころ、ひょっとしたら総理はおやめになることを

思っています。

(外) 報

総理、一内閣一仕事とよく言われます。難題の

政治改革法案成立をなし遂げた政治改革政権とし

ては、そろそろ幕を閉じてもよいころではないで

しょうか。このことを強く申し上げて、質問を終

えさせていただきます。(拍手)

【内閣総理大臣細川護熙君登壇】

○内閣総理大臣(細川護熙君) 初めに、私学助成

の減額についてのお尋ねございましたが、平成

六年度は私学等に対する補助金を削減いたしま

したが、一方で地方交付税措置を充実をしておりまして、補助金と地方交付税措置を合わせた財源

措置については拡充をしたところでございます。

財政事情が厳しい中ではございますが、今後とも

私学振興助成法の趣旨に沿って、国と地方公共団

体とが協力をして私学助成の推進に努めてまいり

たいと思っております。

地方税のあり方についてのお尋ねでございます

が、住民税の減税は、所得税と同様、年内に税制

改正を実施するものであります。その財源につき

ましては、税制改革の検討の中で適切に対処すべ

きものと考えております。直面比率の見直しなど

も含めまして、地方税の充実確保を基本に、安定

的な地方税体系の確立を図っていくことが必要で

あると考えている次第でございます。

パラランスのとれた基本的な税体系と地方自治行

政との関連についてのお尋ねもございましたが、

地方税は現在、国税以上に直接税に偏った構造と

なっておりまして、今後の高齢化の進展に伴う地

域福祉の充実などを考えますと、所得、資産、消

費のバランスのとれた税制改革の実現を図って、

安定的な地方税体系を確立をしていくことがどう

しても必要であると思っております。そのような

観点に基いて地方税の充実確保を進めるに

よって、自主的な、また自立した地方行政の確

立につながるものと考えているところでございま

す。

予算編成などのおくれが地方団体の予算編成な

どに及ぼす影響いかんということござります

が、平成六年度の予算につきましては、諸般の情

勢を総合的に考えまして越年編成とすることにし

たわけございますが、地方団体の予算編成など

に悪影響を及ぼすことのないようだ、これまでの

予算編成の過程の例などからいたしますと極力編

成作業をスピードアップして、その大枠を決定を

させていただいたところでございます。地方団体

におきましては、この地方財政対策の大枠などを

かるだけの御努力をいたいたものと認識をいた

しております。

残余のお尋ねにつきましては、関係大臣から御

答弁をいたします。(拍手)

【國務大臣佐藤鶴樹君登壇】

○國務大臣(佐藤鶴樹君) 塙谷議員の方から、土

地の譲渡益課税の措置、それから不動産取得税の

負担軽減措置については景気対策として不十分で

はないか、どのような考えに基づいてこのような

措置をとったかという御質問がございました。

土地の譲渡益課税制度につきましては、御承知

のようだ、基本的には譲渡益について九%の分離

課税を行っているところでありますけれども、現

下の経済情勢等を考慮いたしまして、長期譲渡所

得に対しまして、税率を5%に軽減措置をすると

いうことになつております。今回、その適用対象

範囲につきまして、新たに業務用を含む優良建築

物を建設する事業などのための土地の譲渡など、

土地の有効利用の促進に資すると認められるもの

につきましては、この軽減措置を相当拡大を行う

ということにしたわけござります。

また、不動産取得税につきましては、評価がえ

に伴う負担増を軽減するため、土地の取得につ

いて、過去の評価がえにおける上昇率を勘案しな

がら、課税標準を平成六年内の取得に係るものに

つきましては二分の一に、平成七年、八年中の取

得に係るものについては三分の二に圧縮する措置

を講じましたことによりまして、景気対策として

も十分効果を発揮するというふうに考えておると

させていただいたところでございます。(拍手)

これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(篠岡兵輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(篠岡兵輔君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後一時三十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 桑川 譲熙君

大蔵大臣 藤井 裕久君

自治大臣 佐藤 鶴樹君

出席政府委員

大蔵省主計局次 竹島 一彦君

大蔵省主税局長 小川 是君

自治省税務局長 滝 実君

○朗読を省略した議長の報告
(議決通知)

一、議員中村喜四郎君の逮捕について許諾を求める件は本院において許諾を与えることに決しました。去る十一日、議長から内閣総理大臣あて通知した。

(見込額書受領)

一、去る十五日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく平成六年度地方団体の歳入歳出

官 報 (号 外)

総額の見込額書を受領した。

一、去る十八日、細川内閣総理大臣から土井謙長
あて、次の通知書を受領した。

問題うことといたしたい。

御日程については、今後アメリカ合衆国政府と協議の上決めることとなるが、六月十日東京御出発で、二週間余となる予定である。

一名を、同日第百一十九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

旨の通知を受領した。

異動前の 官職名	異動後の 官職名	年月日
労働省職業安定局事務代	中井 敏夫（解職）	平六三一八
官職名	年月日	
年月日		

官職名	異動前の 官職名
氏名	異動後の 官職名
年月日	異動の 年月日
	備註

一、作二十三日、細川内閣總理大臣から土井議長事務審議官

記
り異動があり、直隸都督としての資格を失つた旨の通知を受領した。

此の通知を受領した
記

異動前の職名 氏名 異動後の職名 年月日
記

外務省歐官異動前の職名
氏名
官異動後の職名
年月日異動

外務省歐亞事務局代理長官 津守滋(解職) 平六〇三〇三

亞洲公司
總經理
學津守滋
(解職) 平大二·二四

務代理
(政府委員兼任)

（政府委員解任）

一、去る十四日、細川内閣総理大臣から土井謙長を
て、十四日(労働省職業安定局長)七瀬時雄の

て、十四日(労働省職業安定局長)七瀬時雄の
第百一十九回国會政府委員を免じた旨の通知を

第一百一十九回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

受領した。

一、去る十六日、細川内閣總理大臣から土井謙吉

一、去る十六日、細川内閣總理大臣から土井謙蔵長
にて、十六日（外務省総合外交政策局軍備管

平成六年三月二十四日 衆議院会議録第十一号

朗読を省略した議長の報告

理・科学審議官 林暉の第百二十九回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る二十二日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、二十二日(外務省歐亜局長)野村一成の第百二十九回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(議員死去)

一、さきに永年在職議員として院議表彰された滋賀県選出議員山下元利君は、去る十四日死去された。

(常任議員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任議員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

松下 忠洋君

補欠

熊代 昭彦君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任議員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

松下 忠洋君

補欠

熊代 昭彦君

原田昇左右君

補欠

相沢 英之君

内閣委員

辞任

熊代 昭彦君

補欠

金子 一義君

(常任議員死去)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任議員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

労働委員

辞任

相沢 英之君

補欠

金子 一義君

山下 元利君

補欠

熊代 昭彦君

一、去る十七日、国会等の移転に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

安全保障委員

辞任

補欠

東中 光雄君

寺前 麟君

野田 聖子君

山下 元利君

熊代 昭彦君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

佐藤 信二君

栗原 博久君

小此木八郎君

寺前 麟君

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

船員法の一部を改正する法律案

高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

(議案受託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（内閣提出、承認第二号） 農林水産委員会 付託

(調査要求承認)

一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るために

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

平成六年三月二十二日

農林水産委員長 竹内 猛

衆議院議長 土井たか子殿

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員志位和夫君提出義歯の診療報酬の適正評価に関する質問に対する答弁書

平成六年二月十六日提出

質問第一

提出者 志位 和夫

その実現を求める地方議会決議も千五百を超えています。その背景には、高齢者が増え、入れ歯人口が一〇〇〇万人を超えていたながら、入れ歯が合わず、「噛めない」「話せない」「笑えない」といった深刻な悩みを持つ人々があります。同時にその主な原因が、個々の歯科医師の技術にあるのではなく、歯科診療報酬が低いことにあり、国の歯科政策の問題として、多くの国民が認識するようになってきたことの反映もあります。

政府・厚生省は、これまでも国民の健康維持・増進・病気予防を重視すると説明してきました。しかし、問題は、病気予防を大きな視野に立ってとらえることです。そして「合わない入れ歯」の放置がいかに国民の健康維持に否定的な影響を与えているのかを直視しなければなりません。合わない入れ歯が、食物の咀嚼を遠ざけ、人との会話も消極的にするなど、食生活面でも悪影響を及ぼし、健康被害の要因となることは、体験的にも最近の各種調査でも実証されています。このことを考へるなら、十分に手間・ひまをかけて良く合う入れ歯を製作するのに相応しい診療報酬に改善することが、国民の健康を維持・病気予防にも貢献することになることは明らかです。

また、入れ歯をはじめとした歯科医療問題を解決するために、歯科診療所が経営維持のため収入の一部を患者の保険外負担に求めざるを得ないという歯科医療政策の長年の構造的矛盾を改めることが重要です。

義歯等の診療報酬の適正評価にかかるものとはいえません。そこで、以下の点についてあらためて質問し、回答を求めます。

一、「保険でよい入れ歯」の国民の世論が広がり、自治体の半数に迫る地方議会で意見書採択が相次いで行われていますが、このような現状を政府はどうのように受けとめ、対応しようとしているのか、明確な回答を示していただきたい。

二、「合わない入れ歯」の主要な原因是、入れ歯の設計・製作・調整が精緻な技術と時間を要するにもかかわらず、その技術に対する評価（診療報酬）が極めて低いことが指摘されています。厚生省は「適正に評価している」としていますが、診療に携わる歯科医師の大半が、いまの保険点数ではあまりにも低すぎて、手間・ひまをかけるほど赤字になると答えています。この現実をどのように考えているのか。報酬は適正であり、問題なしといいうならば、「合わない入れ歯の主要な要因は何であると考えているのか、その見解を述べていただきたい。

三、「入れ歯」にかかる保険点数を、設計・製作・調整などに費やす平均労働時間とともに換算すると到底正當な報酬とはいえません。にもかかわらず、「適正に評価している」というならば、歯科医師の入れ歯の設計・製作・調整に関する平均的労働時間をどれくらいにみているのか。そして、時間報酬に換算するなら、一時間当たり金額にして何円の報酬になるとみていくのか、明確に示していただきたい。

外号報

四 熟練した技術をもつ歯科技工士が、低コストの技工料によって長時間労働を強いられ展望がもてず、転職する事態が相次いでいます。そもそも義歯の製作にかかる報酬が低いうえ、技工士の技術料は義歯製作料に含まれるという現行体系は、専門職の労働を正当に評価しようとはしないものです。厚生省は技工士の技術料については「歯冠修復等の行為と一体的に評価することが適切との考え方であり、細分化しない」として、この不合理に固執していますが、そもそも義歯を歯科医師が製作していた時代の考え方であり、技工士の専門技術を否定する暴論です。「製作料に技術料は含まれる」というならば、一体いくら含んでいるのか明確にしてください。また、これについて今後どのように改善していく考え方があるのかどうか、お答えをしていただきたい。

五 中医協の「医療経営実態調査」報告の公表は

四月の診療報酬改定後となり、多くの医師から批判が集中しています。「医療経営実態調査」の結果をふまえた診療報酬の改定を、本当に行うのであれば、そのものになる調査報告を診療報酬改定議論の前に、国民や関係者に公表すべきであると考えますが、政府の見解を示していただきたい。

六 厚生省の「保健福祉動向調査」(八七年)によれば、国民の歯科医療に対する要望の第一に「保険の範囲をひろげてほしい」との項目があげられます。不況、国民の生活悪化のひろがりのもとで、その要求はますます切実になっています。この問題の背景に、日進月歩の歯科医療技術を保険に導入せず、患者負担にするのは当然

という歯科医療軽視の考え方、長年にわたって踏襲されてきたことと結びついています。これをあらため基礎的技術料の適正評価を前提にして、新しい歯科医療技術も特定療養費としてではなく、全部保険で給付するという基本にたつことが必要と考えます。この点について見解を明らかにしていただきたい。

七 「八十歳で二十本の歯を残そう」という「八〇運動」に厚生省も取り組んでいますが、これ

は効果あるものにするため、老人保健法、労働安全衛生法にもとづき地域や職場での歯科健診の創設、ブラッシング指導など歯の健康と予防に対する適正な報酬制度に見直す必要があると考えます。この点での見解を示してください。

右質問する。

内閣衆質一二九第一号
平成六年三月十八日

内閣總理大臣 細川 譲熙

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員志位和夫君提出義歯の診療報酬の適正評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員志位和夫君提出義歯の診療報酬の適正評価に関する質問に対する答弁書
一について

歯科診療報酬については、従来から技術料及び欠損補綴料として一体的に評価しているところであるが、このうち製作技工を要する費用は、おおむね百分の七十と考えている。

なお、平成六年四月の診療報酬改定において、有床義歯の装着後、定期的に検査を行い、その適合を図るために調整等を行う必要があるとの観点から、有床義歯の長期的な調整指導についての評価を行うこととしている。

なお、平成六年四月の診療報酬改定において、有床義歯の装着後、定期的に検査を行い、その適合を図るために調整等を行う必要があるとの観点から、有床義歯の長期的な調整指導についての評価を行うこととしている。

四について

義歯に関する製作管理及び製作技工は一連の行為であるため、診療報酬において歯冠修復及び欠損補綴料として一体的に評価しているところであるが、このうち製作技工を要する費用は、おおむね百分の七十と考えている。

なお、平成六年四月の診療報酬改定において、有床義歯の装着後、定期的に検査を行い、その適合を図るために調整等を行う必要があるとの観点から、有床義歯の長期的な調整指導についての評価を行こととしている。

行われている。今後とも、中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)の議論を踏まえ適切に対処してまいりたい。

二について

中医協の実施する医療経済実態調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所を対象とするため対象数が極めて多く、結果の取りまとめる時間を要するが、医療機関の収支については速報値として、診療報酬改定前に取りまとめられ、中医協における診療報酬改定の資料とされているところである。

なお、今回の速報値については、中医協における議論の結果、平成五年十二月に公表された

中医協の実施する医療経済実態調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所を対象とするため対象数が極めて多く、結果の取りまとめる時間を要するが、医療機関の収支については速報値として、診療報酬改定前に取りまとめられ、中医協における診療報酬改定の資料とされているところである。

五について

中医協の実施する医療経済実態調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所を対象とするため対象数が極めて多く、結果の取りまとめる時間を要するが、医療機関の収支については速報値として、診療報酬改定前に取りまとめられ、中医協における診療報酬改定の資料とさ

老人保健法の保健事業において、壮年期からの歯の健康づくりとして歯の健康教育、歯の健康相談及び家庭において寝たきりの状態にある者等に対する訪問口腔衛生指導を実施している。

また、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく健康診断は、主として労働がもたらす労働者の健康障害の早期発見及び進行の防止を目的として、その実施が事業者に義務付けられているものであり、一般的な健康診断の項目として歯科健診を追加することは、同法に基づく健康診断の性格上なじまず、困難である。

さらに、歯の健康管理に関する診療報酬上の評価については、平成五年九月に取りまとめられた「中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会報告」において、歯周疾患等について技術の進展や疾患の変化に伴い治療と併せて管理が重要となってきた旨指摘されているところであり、今後の中医協の議論を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出鍼灸治療に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成六年四月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知书を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出CNP農薬の使用に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成六年四月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知书を受領した。

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院会議録第五号中正誤	
正	誤
行	行
四百七十九	四百三十
千円	千円

官 報 (号 外)

平成六年三月二十四日 衆議院会議録第十一号

明治
三十五年三月三十日
第三
便
可

発行所
虎ノ門二丁目二番四号 東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(配税一部 本号一〇三円
送料別)
三四六
三四七